

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）奥白方中落地区）を行うことについて令和5年3月10日適当と決定した。

その関係書類を多度津町産業課において令和5年3月23日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和5年3月17日

香川県知事 池 田 豊 人